

No.564 12月号 横浜市立永田台小学校 TEL (714) 4277 令和4年11月30日

笑顔あふれる みよいまちに

んで

「笑顔とつながり」

サスティナブルスクール

6年後は成人

校長 松本 久美子

令和4年4月から法律が変わり、18歳からを成人とすることとなりました。子どもたちは小学校を 卒業してから6年後には「成人」となるのです。飲酒、喫煙については以前と変更なく20歳からですが、 多くのことが保護者の同意がなくても18歳からできるようになりました。

例えば「携帯電話の契約」「クレジットカードをつくる」「一人暮らしの部屋を借りる」「10 年有効のパ スポートを取得する」「公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る」などです。

そのなかでもクレジットカードが作れることはとても気になります。保護者の同意がなくてもお金が 借りられるのと同じことなのですから。借金の意味やお金の価値がよくわからないままクレジットカー ドで買い物をし続けたらどうなるでしょう?成人なのですから、保護者が肩代わりしてくれることもあ りません。自分で責任を果たすしか道はありません。

先日、南区の家庭科の研究授業を参観してきました。限られたお金を使ってランチョンマットの布を買 うために必要なことを考えるという5年生の授業でした。「値引きしてあるもの」「しっかりした材質の もの | 「人気キャラクター柄のもの | 「エコマークの付いているもの | などいろいろな条件を考慮し、自分 にとって最適な布を選んでいました。そこで全員共通に与えられている条件は、「使えるお金が限られて いること」でした。

6年生が修学旅行に行ったとき、3000円の地域クーポン券と現金500円を使っておみやげを買 いました。「親やきょうだいのためのおみやげを先に選ぶ子」「自分でほしいと思っていたものを真っ先 に選ぶ子|「家族全員に行き渡るようにお菓子の数が6の倍数になっているものを選ぶ子|・・・実に様々 な買い物の仕方をしていました。どの子にも共通して見られたのは、限られたお金を有効に使おうとす る姿勢です。

日々の生活では、個々の子どもによって限られた(使える)お金には違いがあります。けれども子ども たちが「自分のお金」と思っているものも、大人が労働によって得た貴重なお金を何らかの形で「もらっ た」ものでしょう。大切によく考えて使う必要があります。



学校でも「お金を持っていても、人に物を買ってあげない」(おごってあげない) 「お金がないからと言って、人に物を買ってもらわない」(ねだらない) ということを指導しながらお金の価値について考えさせています。

学校で指導はできても、実際にお金を管理するのは家庭になります。卒業してか ら6年後に訪れる「成人」になる日に備え、ご家庭でも話題にしてみてください。